

# 「阿見町障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」（案）

## パブリックコメントの実施結果について

### 1 意見募集

#### （1） 募集期間

令和7年12月24日（水曜日）から令和8年1月23日（金曜日）

#### （2） 閲覧場所

町ホームページ、役場2階 情報公開コーナー、各公民館・コミュニティセンター、図書館、福祉センターまほろば、総合保健福祉会館（さわやかセンター）、うずら出張所、町民活動センター

#### （3） 募集結果 提出意見 6件

※意見の要旨を踏まえ、町が分割・整理した件数としています。

※意見については、いただいた意見を基に町が要約したものとなります。

### 2 寄せられた意見に対する町の考え方

「阿見町障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」（案）に対し募集期間中に寄せられたご意見と町の考え方、対応について、次のとおりです。

No	貢・掲載箇所	ご意見の概要	町の考え方、対応
1	タイトル	条例のタイトルで示すものに比して、手話に関する言及が多くなっているため、タイトルにも手話の普及に関する文言が入ってもよいのではないかでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見の通り、手話に関する言及が多くなっていたため、条文内の手話に関する言及を一部削除し、全ての障害者を対象としたタイトルとして整合性が保たれるように、修正いたします。
2	前文	「ろう者が大切に受け継いできた言語である手話をはじめ…」の部分が条文内の定義にも出現していない文言です。ここに示すのが適切でしょうか。前文に入れるのであれば、定義にも追記が必要ではないでしょうか。手話施策推進法を明記したほうが伝わりやすくなるのではないかでしょうか。ろう者・手話に限らず、障害者の意思促進に取り組むことが示されていれば十分ではないでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、すでに手話施策推進法や障害者差別解消法、障害者総合支援法などに定義づけされている用語は、その法律の用語の意義によることという文言を第2条に加えるように検討いたします。
3	第2条	「合理的配慮」について追記してみてはどうでしょうか。また、他の文章で「手話」や「ろう者」も表記があるため、定義にも追記が必要になるかと思います。	※内容が重複していたため、まとめて回答させていただきます。
4	第3条(2)	第2条に「合理的配慮」を追記したうえで、「手段を選択することができる」という部分を「合理的配慮を受けることができる」と文言を変えてみてはどうでしょうか。	

5	第8条	<p>「手話がろう者が日常生活及び社会生活の中で大切に受け継いできた独自の言語である」というのは、歴史的な背景などのイメージになります。法律で手話は言語であると定義されていますので、「障害者基本法において手話は言語であると規定されていることを踏まえ…」のような書き方のほうがいいのではないでしょうか。</p> <p>また、手話の他に要約筆記や点字、代筆など人を介す支援があります。これらも普及することを明記していただければと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、第8条の内容に関しては、削除いたします。</p> <p>全ての障害者、全ての人を対象とした理念を元に考えていたため、手話のみに限定せず、具体的な施策等は下位例規や計画等に内容を組み込んでまいります。</p>
6		<p>この条例が制定された後、具体的にどのような取り組みが始まっていくのか、その展開に期待していると同時に、包括的な条例のため、取り組みが薄れてしまわないか心配な面もあります。条例が制定された後も、ぜひ当事者や支援をしている方々の意見を聞く場を大切にしていただければと思います。現場の声を取り入れながら、この条例が阿見町にとって実りあるものになるよう、具体的な活動が進められることを願っています。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、条例制定後は役場内での周知を図るとともに、下位例規や計画等の調整を進め、一層広く町民へ周知を行い、具体的な施策を進められるように努めてまいります。</p>